

消防用設備等の指導

火災が発生したとき、①早く知り，知らせる ②早く消す ③安全避難が大切です。

このため消防法では，一定の防火対象物の構造，用途，規模に対応した消防用設備等の設置及び維持管理を義務付けています。

消防本部では，これらの消防用設備等が法令の技術上の基準に適合して設置され，かつ火災が発生した場合その機能に応じて，いつでも有効に働くよう維持管理の指導を行っています。

(令和2年4月1日現在)

消防用設備		設置防火対象物数	消防用設備		設置防火対象物数
消火設備	屋内消火栓設備	407	警報設備	自動火災報知設備	2,550
	スプリンクラー設備	177		漏電火災警報器	6
	泡消火設備	15		消防機関への通報設備	343
	不活性ガス消火設備	17		非常警報設備	1,260
	粉末消火設備	138	避難設備	避難器具	856
	屋外消火栓設備	276		誘導灯	2,796
	動力消防ポンプ設備	3	消火活動上必要な施設	排煙設備	27
	ハロゲン化物消火設備	12		連結送水管	104
	水噴霧消火設備	0		非常コンセント設備	27
消防用水		75		連結散水設備	9
				無線通信補助設備	1



消防用設備検査